

後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費

保険医療助成課 ☎229-3285 📠229-5001

年間(令和6年8月1日～令和7年7月31日)の医療費の自己負担額と介護サービス費の自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合(500円以下の場合を除く)、申請により超えた額を支給します。

後期高齢者医療制度被保険者で、支給に該当する可能性のある人には、三重県後期高齢者医療広域連合から4月中旬に申請書を送付します。

なお、他市町村から転入した人や医療保険が変わった人には申請書が届かない場合がありますので、お問い合わせください。

※自己負担額には、保険適用外である部屋代や食事代は含まれません。高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、払い戻しを受けた分についても除きます。



所得区分 (令和7年7月31日現在)		所得基準	自己負担 限度額
現役並み 所得者	現役Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得690万円以上の被保険者がいる場合	212万円
	現役Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得380万円以上690万円未満の被保険者がいる場合	141万円
	現役Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得145万円以上380万円未満の被保険者がいる場合	67万円
一般	一般Ⅰ・Ⅱ	現役並み所得者、低所得者以外の人	56万円
低所得者	区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外)	31万円
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等控除額は80万円として計算。給与所得がある場合は同所得から10万円を控除)	19万円

リサイクル資源の回収活動をしませんか

環境政策課 ☎229-3258 📠229-3354



ごみの減量化・再資源化を図るため、地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行っている営利を目的としない団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。自治会や子ども会などの団体が協力して資源回収を行うことで、団体内や地域におけるコミュニケーションの活性化にもつながります。興味のある団体は、環境政策課へご相談ください。

対象となるリサイクル資源

- 古紙類
- アルミ缶・スチール缶
- 布類
- びん類

申し込み 団体の規約・会則を添付し、「リサイクル資源回収活動実施団体届出書」を環境政策課へ提出

※活動実施前に必ずご相談ください。



報酬金額 集団回収したリサイクル資源量1kgにつき、6円の報奨金を交付します。ただし、びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算します。

回収量に応じて計算した金額が市から団体に支払われ、団体の活動資金として活用できます。

報酬金額の計算例

新聞を3,000kg、一升びんを100本回収した場合
 新聞…3,000kg×6円=1万8,000円
 一升びん…100本×0.9kg×6円=540円
 合計…1万8,540円